いじめ防止等対策の取り組みについて

新居浜工業高等専門学校

	点検項目	令和７年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	年度当初に、全教職員へ「いじめ防止等基本計画」についてメールで周知し、令和7年12月に第22回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修の「録画配信」を視聴による研修を行い、いじめに対する意識啓発を行った。	引き続き、年度当初に全教職員へ定義を周知し、HPにて日常的に閲覧できるよう掲載する。 また、いじめに関する研修を実施し、意識啓発を行う。	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	定期的（2ヶ月に1度）にいじめ対策委員会を開催し、学生情報の共有を行い、学生へのアンケート調査の内容や調査後 の結果についてや、いじめ案件について協議を行った。急を要すると委員長が判断した場合は、臨時での委員会を開催した。 定期及び臨時開催に関わらず、議事概要を作成した。	引き続き、定期的に開催する。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和7年12月23日から令和8年3月13日までの期間、いじめ対策年間計画に基づき、第22回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修の録画配信を視聴し、いじめの未然防止や早期発見などに資する能力の向上を目的とした研修を実施した。	引き続き全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修「録画配信」を活用し、定期開催する。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	年度当初に、いじめ防止等における適切かつより実効性の高い取組を実施するため、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う役割などが明記された、「いじめ防止等基本計画」を全教職員にメールで周知した。	引き続き、年度当初に周知を行い、いじめ対策委員会の存在意義を定着させる。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年度当初に、いじめ対策委員会が作成した、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのため、本校における包括的な取組の方針及びその具体的な指導内容等を記載した「いじめ防止プログラム」を全教職員にメールで周知した。	引き続き、年度当初に全教職員へ周知し、HPにて日常的に閲覧できるよう掲載する。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	年度当初に、いじめ対策委員会が作成した、いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた「早期発見・事案対処のマニュアル」を全教職員にメールで周知した。	引き続き、年度当初に全教職員へ周知するとともに、日常的に閲覧できるよう本校ホームページに掲載する。また、学生相談室のページにおいて、学内相談員である教員の氏名を掲載していく。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	年度当初に、本校のホームページに掲載している機構「いじめ防止等対策ポリシー」を全教職員にメールで周知した。 また、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」などの実施にあたり、いじめ対策委員会の役割を記載した「早期発見・事案対処マニュアル」を策定している。	引き続き、本校HPに記載されていることを全教職員へ周知し、いじめの防止及び早期発見に努めるとともに、いじめの疑いのある事案を把握した場合は、必要な情報を共有し、学校として組織的に認知・判断の上、適切かつ迅速に対応する。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	学校生活やいじめに関するアンケートを定期的に実施し、その結果をいじめ対策委員会に報告・共有している。また、緊急を要する場合には、Teamsを活用し、関係教職員間で迅速に情報を共有する体制を整えている。	定期開催に加え、必要に応じて臨時開催やTeamsによる情報共有を行い、いじめアンケート等の結果から注視すべき学生の状況を組織的に把握し、継続的な見守りと早期対応につなげている。	
9	令和6年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和7年3月17日付の機構通知「いじめ防止等ガイドライン」および「いじめ防止等対策ポリシー」の一部改正に基づき、いじめ対策委員会において、いじめ防止等基本計画および早期発見・事案対処マニュアル（ともに令和7年9月19日に改正）の一部改正を行った。	引き続き、いじめ対策委員会において点検・検証し、必要に応じて実施計画及び取組の見直しを行う。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年4回（6月・7月・11月・1月）、アンケートを実施し、集計された回答結果をもとに、いじめ対策委員会で情報共有を行っており、注視すべき学生がいた場合には、教職員間においても共有している。 また、学生相談室では、いじめに関する相談に限らず、学生の個人的問題、精神的不適応、学習、進路等に関する相談及び各種調査結果に基づくケアを継続的に行っており、学生がこれらの悩みや問題について気軽に相談できる体制を整えている。	引き続き年4回アンケートを実施し、回答結果をもとにいじめ対策委員会において情報共有を行う。あわせて、注視すべき学生が認められた場合は、関係教職員間で適宜情報共有を図り、継続的な見守り及び早期対応につなげる。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	事案に応じて外部専門家の知見を活用するとともに、必要な関係者の参画を求め、多面的な検討及び組織的な対応を行っている。 また、学生相談室長を通じて、スクールカウンセラーをはじめとする心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者といじめ対策委員会が必要な情報を相互に共有し、学生の状況把握及び早期対応に努めている。	引き続き、事案の内容に応じて外部専門家の知見を活用するとともに、学生相談室長を通じてスクールカウンセラー等と必要な情報を相互に共有し、学生の状況把握及び早期対応に取り組む。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	始業式において、いじめの早期発見に向けた取組み（研修）として、学生主事による講話を行った。また、長期休業に入る前には、自宅での意識啓発活動が繰り返し行えるよう、休業期間中の生活に関する注意喚起のプリントを年3回（7月、12月、2月）配付した。さらに、令和7年度の学生便覧には、ハラスメントを受けたり目撃したりした場合に学生相談員に相談できることを目的として、ハラスメントの防止と相談窓口のQRコードを明記した。	引き続き、学生主事から主事講話を実施する。 学生相談室のQRコードを学生便覧に明記し、学生相談室のHP内で、ハラスメント防止と相談窓口の案内を行っている。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	始業式において、いじめの早期発見に向けた取組み（研修）として、学生主事による講話を行った。また、長期休業に入る前には、自宅での意識啓発活動が繰り返し行えるよう、休業期間中の生活に関する注意喚起のプリントを年3回（7月、12月、2月）配付した。また、年２回実施するいじめアンケートにおいて、いじめの定義を記載し、いじめに該当する行為を具体的に示すことで、意識づけを行っている。	引き続き、始業式等における学生主事講話や長期休業前の注意喚起により、いじめの防止及び早期発見に向けた意識啓発を継続する。 また、年2回実施するいじめアンケートにおいて、いじめの定義を記載するとともに、いじめに該当する行為を具体的に示すことで意識づけを行う。あわせて、いじめアンケートを兼ねた「高専生活に関するアンケート」及び「こころと体の健康調査」を活用し、年4回の調査を実施する。	
14	学生自らが、いじめ問題にが主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生会保健局および各クラスの保健委員で構成される保健委員会は、月に1回程度開催され、ピアサポートに関する研修や学習会を実施している。保健委員会には、学生相談室の教員や看護師、学外のカウンセラーも同席し、必要に応じてアドバイスなどを行っている。委員会で学んだ内容は、各委員が自分のクラスに持ち帰り、情報共有を行うことで、ピアサポートに関する理解を学生全体に広げている。 お互いに支え合う、悩みを打ち明けやすい関係を築く、困っている様子の仲間を気にかけて助けるといった意識の向上は、いじめの予防や早期発見にもつながっている。	ピアサポートに関する書籍は、R7年7月に購入済み。引き続き、学生保健委員によるピアサポート活動を実施するとともに、Teams及び各クラスの保健委員を活用した情報共有の充実を図り、学生同士が支え合う環境づくりを推進する。	
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学校のいじめ防止の取組については、ホームページで周知しており、長期休業期間に入る前には、保護者宛てに休業期間中の生活に関する注意喚起のプリントを配付して通知している。	引き続き、学校におけるいじめ防止の取組についてホームページで周知するとともに、長期休業前の保護者向け通知を通じて、家庭との連携を図りながら、いじめの未然防止及び早期発見に努める。	
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	当事者双方の保護者に対し、対象学生の保護と指導について、いじめ対策委員会の対応方針を伝えることを徹底している	早期発見・事案対処マニュアル（令和7年6月26日改定）及びいじめ防止等基本計画（令和7年9月19日改定）に基づき、引き続き、当事者双方の保護者に対し、対象学生の保護及び指導について、いじめ対策委員会の対応方針を正確かつ丁寧に説明することを徹底する。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議において、本校のいじめ防止対策の取組みを説明している。	引き続き、運営諮問会議で説明を実施する。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	「早期発見・事案対処マニュアル」において、いじめが犯罪行為として取り扱われる事案については、警察や弁護士とも連携のうえ、対処することを明記している。	引き続き、警察署と連携し、状況によっては弁護士へ相談する。	